

都道府県医師会長 殿

日本医師会長
唐澤祥人

使用薬剤の薬価（薬価基準）の一部改正について

平成 18 年 9 月 15 日付厚生労働省告示第 507 号をもって薬価基準の一部が改正され、告示の日から適用されましたのでお知らせいたします。（なお、上記告示第 507 号が掲載されております平成 18. 9. 15 日付官報に一部訂正がある旨の事務連絡がございましたので、こちらも併せてお知らせいたします。）

今回の改正は、薬事法の規定に基づき承認を得た新医薬品で、薬価基準に収載希望のあった 14 成分 20 品目を、薬価基準の別表に第 11 部追補(7)として収載したものであります。

つきましては、今回の改正内容について貴会会員に周知くださるようお願い申し上げます。

本件につきましては、日本医師会雑誌 11 月号に掲載を予定しております。

（添付資料）

1. 官報（平 18. 9. 15 第 4424 号抜粋）
2. 使用薬剤の薬価（薬価基準）等の一部改正について
（平 18. 9. 15 厚生労働省保険局医療課事務連絡）
3. 官報掲載事項の一部訂正について
（平 18. 9. 26 厚生労働省保険局医療課事務連絡）

（参 考）

1. 薬価基準収載希望品目一覧表（薬効分類別）新医薬品（平 18 年 7 月承認分）等



編集・印刷
独立行政法人国立印刷局

明治二十五年三月三十一日 日刊(行政機関の休日休刊)
第三種郵便物認可 付録資料版(毎週水曜)

目次

(告 示)

○使用薬剤の薬価(薬価基準)の一部を改正する件(厚生労働五〇七)

品名	規格	単位	薬価 円
(7) 補 用 追 第11部内			
(い) イトリゾール内用液 1%		1% 1 mL	113.20
(か) ガバベン錠 200mg		200mg 1 錠	39.70
ガバベン錠 300mg		300mg 1 錠	53.00
ガバベン錠 400mg		400mg 1 錠	65.00
(て) テモダールカプセル 20mg		20mg 1 カプセル	3,345.90
テモダールカプセル 100mg		100mg 1 カプセル	16,746.50
(は) バラクルード錠 0.5mg		0.5mg 1 錠	1,058.10
(ふ) フィズリン錠 30mg		30mg 1 錠	8,734.40
フォサマック錠 35mg		35mg 1 錠	847.80
(ほ) ポーステル内用液 10		10mg 250mL 1 袋	1,311.40
ボナロン錠 35mg		35mg 1 錠	847.80
注 射 薬			
(あ) アボネックス筋注用シリンジ 30 μ g		30 μ g 0.5mL 1 筒	39,890
(ふ) ブスルフェクス点滴静注用 60mg		60mg 1 管	40,447
(ほ) ポリドカスグレオール 0.5% 注 2 mL		0.5% 2 mL 1 管	641
ポリドカスグレオール 1% 注 2 mL		1% 2 mL 1 管	718
ポリドカスグレオール 3% 注 2 mL		3% 2 mL 1 管	871
外 用 薬			
(は) バタノール点眼液 0.1%		0.1% 1 mL	204.30
バルミコート吸入液 0.25mg		0.25mg 2 mL 1 管	263.30
バルミコート吸入液 0.5mg		0.5mg 2 mL 1 管	346.80
(へ) ベガモックス点眼液 0.5%		0.5% 1 mL	130.70

○厚生労働省告示第五百七号
診療報酬の算定方法(平成十八年厚生労働省告示第九十二号)の規定に基づき、使用薬剤の薬価(薬
価基準)(平成十八年厚生労働省告示第九十五号)の一部を次のように改正する。
平成十八年九月十五日
別表に第11部として次のように加える。
厚生労働大臣 川崎 二郎

事務連絡
平成18年9月15日

地方社会保険事務局 }
都道府県民生主管部(局) } 御中
国民健康保険主管課(部) }
都道府県老人医療主管部(局) }
老人医療主管課(部) }

厚生労働省保険局医療課

使用薬剤の薬価（薬価基準）等の一部改正について

標記については、「使用薬剤の薬価（薬価基準）」（平成18年厚生労働省告示第95号。以下「薬価基準」という。）の一部が平成18年9月15日付け厚生労働省告示第507号をもって改正され、告示の日から適用されたところですが、その概要は下記のとおりですので、お知らせします。

記

1 薬価基準の一部改正について

- (1) 薬事法（昭和35年法律第145号）の規定に基づき製造販売承認され、薬価基準への掲載希望があった医薬品（内用薬11品目、注射薬5品目及び外用薬4品目）について、薬価基準の別表に掲載したものであること。
- (2) (1)により薬価基準の別表に掲載されている全医薬品の品目数は、次のとおりであること。

区分	内用薬	注射薬	外用薬	歯科用薬剤	計
品目数	7, 724	3, 799	2, 587	37	14, 147

(参 考)

薬価基準告示

No		薬価基準名	成分名	規格単位	薬 価
1	内用薬	イトリゾール内用液1%	イトラコナゾール	1%1mL	113.20
2	内用薬	ガバペン錠200mg	ガバペンチン	200mg1錠	39.70
3	内用薬	ガバペン錠300mg	ガバペンチン	300mg1錠	53.00
4	内用薬	ガバペン錠400mg	ガバペンチン	400mg1錠	65.00
5	内用薬	テモダールカプセル20mg	テモゾロミド	20mg1カプセル	3,345.90
6	内用薬	テモダールカプセル100mg	テモゾロミド	100mg1カプセル	16,746.50
7	内用薬	バラクルード錠0.5mg	エンテカビル水和物	0.5mg1錠	1,058.10
8	内用薬	フィズリン錠30mg	塩酸モザバプタン	30mg1錠	8,734.40
9	内用薬	フォサマック錠35mg	アレンドロン酸ナトリウム水和物	35mg1錠	847.80
10	内用薬	ボースデル内用液10	塩化マンガン四水和物	10mg250mL1袋	1,311.40
11	内用薬	ボナロン錠35mg	アレンドロン酸ナトリウム水和物	35mg1錠	847.80
12	注射薬	アボネックス筋注用シリンジ30μg	インターフェロン ベータ-1a(遺伝子組換え)	30μg0.5mL1筒	39,890
13	注射薬	ブスルフェクス点滴静注用60mg	ブスルファン	60mg1管	40,447
14	注射薬	ポリドカスクレロール0.5%注2mL	ポリドカノール	0.5%2mL1管	641
15	注射薬	ポリドカスクレロール1%注2mL	ポリドカノール	1%2mL1管	718
16	注射薬	ポリドカスクレロール3%注2mL	ポリドカノール	3%2mL1管	871
17	外用薬	パタノール点眼液0.1%	塩酸オロパタジン	0.1%1mL	204.30
18	外用薬	パルミコート吸入液0.25mg	ブデソニド	0.25mg2mL1管	263.30
19	外用薬	パルミコート吸入液0.5mg	ブデソニド	0.5mg2mL1管	346.80
20	外用薬	ベガモックス点眼液0.5%	塩酸モキシフロキサシン	0.5%1mL	130.70

事務連絡
平成18年9月26日

地方社会保険事務局
都道府県民生主管部(局)
国民健康保険主管課(部)
都道府県老人医療主管部(局)
老人医療主管課(部)

御中

厚生労働省保険局医療課

官報掲載事項の一部訂正について

平成18年9月15日付官報(第4424号)に掲載された厚生労働省告示第507号(使用薬剤の薬価(薬価基準)の一部を改正する件)について、別添のとおり官報掲載事項の一部訂正が発行される予定ですので、あらかじめお知らせいたします。

ページ 段

行

誤

正

平成十八年九月十五日（第四千四百二十四号）厚生労働省告示第五百七号
（使用薬剤の薬価（薬価基準）の一部を改正する件）

八

上

十五

ポピドカスグレロー
10.5%注2mL

ポピドカスグレロー
10.5%注2mL

(参考)

薬価基準収載希望品目一覧表（薬効分類別）

新医薬品（平成十八年七月承認分）

(内用薬)

薬効分類	銘柄名 (会社名)	規格単位	成分名	用法・用量
1	内113 ガバペン錠200mg ガバペン錠300mg ガバペン錠400mg (ファイザー)	200mg1錠 300mg1錠 400mg1錠	ガバペンチン	通常、成人にはガバペンチンとして初日1日量600mg、2日目1日量1200mgをそれぞれ3回に分割経口投与する。3日目以降は、維持量として1日量1200mg～1800mgを3回に分割経口投与する。なお、症状により適宜増減するが、1日最高投与量は2400mgまでとする。
(効能・効果) 他の抗てんかん薬で十分な効果が認められないてんかん患者の部分発作（二次性全般化発作を含む）に対する抗てんかん薬との併用療法				

薬効分類	銘柄名 (会社名)	規格単位	成分名	用法・用量
2	内213 フィズリン錠30mg (大塚製薬)	30mg1錠	塩酸モザバプタン	通常、成人には塩酸モザバプタンとして30mgを1日1回食後に経口投与する。
(効能・効果) 異所性抗利尿ホルモン産生腫瘍による抗利尿ホルモン不適合分泌症候群における低ナトリウム血症の改善（既存治療で効果不十分な場合に限る）				

薬効分類	銘柄名 (会社名)	規格単位	成分名	用法・用量
3	内399 フォサマック錠35mg (萬有製薬) ボナロン錠35mg (帝人ファーマ)	35mg1錠 35mg1錠	アレンドロン酸ナトリウム水和物	通常、成人にはアレンドロン酸として35mgを1週間に1回、朝起床時に水約180mLとともに経口投与する。 なお、服用後少なくとも30分は横にならず、飲食（水を除く）並びに他の薬剤の経口摂取も避けること。
(効能・効果) 骨粗鬆症				

薬効分類	銘柄名（会社名）	規格単位	成分名	用法・用量	
4	内421	テモダールカプセル20mg g テモダールカプセル100mg (シェリング・プラウ)	20mg1カプセル 100mg1カプセル	テモゾロミド	1. 初発の場合：放射線照射との併用にて、通常、成人ではテモゾロミドとして1回75mg/m ² （体表面積）を1日1回連日42日間、経口投与し、4週間休薬する。 その後、本剤単独にて、テモゾロミドとして1回150mg/m ² を1日1回連日5日間、経口投与し、23日間休薬する。この28日を1クールとし、次クールでは1回200mg/m ² に増量することができる。 2. 再発の場合：通常、成人ではテモゾロミドとして1回150mg/m ² （体表面積）を1日1回連日5日間、経口投与し、23日間休薬する。この28日を1クールとし、次クールで1回200mg/m ² に増量することができる。
悪性神経膠腫					

薬効分類	銘柄名（会社名）	規格単位	成分名	用法・用量	
5	内625	バラクルード錠0.5mg (ブリストル製薬)	0.5mg1錠	エンテカビル水和物	本剤は、空腹時（食後2時間以降かつ次の食事の2時間以上前）に経口投与する。 通常、成人にはエンテカビルとして0.5mgを1日1回経口投与する。 なお、ラミブジン不応（ラミブジン投与中にB型肝炎ウイルス血症が認められる又はラミブジン耐性変異ウイルスを有するなど）患者には、エンテカビルとして1mgを1日1回経口投与することが推奨される。
(効能・効果) B型肝炎ウイルスの増殖を伴い肝機能の異常が確認されたB型慢性肝疾患におけるB型肝炎ウイルスの増殖抑制					

薬効分類	銘柄名（会社名）	規格単位	成分名	用法・用量	
6	内629	イトリゾール内用液1% (ヤンセンファーマ)	1%1mL	イトラコナゾール	通常、成人には20mL（イトラコナゾールとして200mg）を1日1回空腹時に経口投与する。
(効能・効果) カンジダ属による下記感染症 口腔咽頭カンジダ症、食道カンジダ症					

(注射薬)

薬効分類	銘柄名 (会社名)	規格単位	成分名	用法・用量
7	注332 ポリドカスクレロール 0.5%注2mL ポリドカスクレロール1%注2mL ポリドカスクレロール3%注2mL (堺化学工業)	0.5%2mL1管 1%2mL1管 3%2mL1管	ポリドカノール	1. ポリドカスクレロール0.5%注2mL 直径1mm未満の一次性下肢静脈瘤を対象に、1穿刺あたり0.1~0.5mLを基準として静脈瘤内に1箇所又は2箇所以上投与する。なお、1回の総投与量は2mg/kg以下とする。 1回の処置で治療が終了しない場合、次回の投与は原則として1週間後とする。 2. ポリドカスクレロール1%注2mL 直径1mm以上3mm未満の一次性下肢静脈瘤を対象に、1穿刺あたり0.5~1mLを基準として静脈瘤内に1箇所又は2箇所以上投与する。なお、1回の総投与量は2mg/kg以下とする。 1回の処置で治療が終了しない場合、次回の投与は原則として1週間後とする。 3. ポリドカスクレロール3%注2mL 直径3mm以上8mm以下の一次性下肢静脈瘤を対象に、1穿刺あたり0.5~1mLを基準として静脈瘤内に1箇所又は2箇所以上投与する。なお、1回の総投与量は2mg/kg以下とする。 1回の処置で治療が終了しない場合、次回の投与は原則として1週間後とする。
(効能・効果) 一次性下肢静脈瘤 (伏在静脈瘤の本幹を除く) の硬化退縮				

薬効分類	銘柄名 (会社名)	規格単位	成分名	用法・用量
8	注421 ブスルフェクス点滴静注用60mg (麒麟麦酒)	60mg1管	ブスルファン	他の抗悪性腫瘍剤との併用において、ブスルファンとして1回0.8 mg/kgを生理食塩液又は5%ブドウ糖液に混和・調製して2時間かけて点滴静注する。本剤は6時間毎に1日4回、4日間投与する。なお、年齢、患者の状態により適宜減量する。
(効能・効果) 同種造血幹細胞移植の前治療				

薬効分類	銘柄名（会社名）	規格単位	成分名	用法・用量
9 注639	アボネックス筋注用シリンジ30 μ g (バイオジェン・アイデック・ジャパン)	30 μ g0.5mL1筒	インターフェロン β -1a (遺伝子組換え)	通常、成人にはインターフェロン β -1a（遺伝子組換え）として1回30 μ gを週一回筋肉内投与する。
(効能・効果) 多発性硬化症の再発予防				

(外用薬)

薬効分類	銘柄名 (会社名)	規格単位	成分名	用法・用量
10 外131	パタノール点眼液0.1% (日本アルコン)	0.1%1mL	塩酸オロパタジン	通常、1回1～2滴、1日4回(朝、昼、夕方及び就寝前)点眼する。
(効能・効果) アレルギー性結膜炎				

薬効分類	銘柄名 (会社名)	規格単位	成分名	用法・用量
11 外131	ベガモックス点眼液0.5% (日本アルコン)	0.5%1mL	塩酸モキシフロキサシン	<p><眼瞼炎、涙嚢炎、麦粒腫、結膜炎、瞼板腺炎、角膜炎(角膜潰瘍を含む)> 通常、1回1滴、1日3回点眼する。なお、症状により適宜増減する。</p> <p><眼科周術期の無菌化療法> 通常、手術前は1回1滴、1日5回、手術後は1回1滴、1日3回点眼する。</p>
<p>(効能・効果)</p> <p><適応菌種> 本剤に感性のブドウ球菌属、レンサ球菌属、肺炎球菌、腸球菌属、マイクロコッカス属、モラクセラ属、コリネバクテリウム属、シトロバクター属、クレブシエラ属、エンテロバクター属、セラチア属、プロテウス属、モルガネラ・モルガニー、インフルエンザ菌、シュードモナス属、バークホルデリア・セパシア、ステノトロホモナス(ザントモナス)・マルトフィリア、アシネトバクター属、アクネ菌</p> <p><適応症> 眼瞼炎、涙嚢炎、麦粒腫、結膜炎、瞼板腺炎、角膜炎(角膜潰瘍を含む)、眼科周術期の無菌化療法</p>				

薬効分類	銘柄名（会社名）	規格単位	成分名	用法・用量
12 外229	パルミコート吸入液0.25mg パルミコート吸入液0.5mg (アストラゼネカ)	0.25mg2mL1管 0.5mg2mL1管	ブデソニド	通常、6ヵ月以上5歳未満の乳幼児には、ブデソニドとして0.25mgを1日2回または0.5mgを1日1回、ネブライザーを用いて吸入投与する。なお、症状により適宜増減するが、1日の最高量は1mgまでとする。
(効能・効果) 気管支喘息				

薬価基準収載希望品目一覧表（薬効分類別）

新医薬品（平成十七年十月及び平成十八年四月承認分）

薬効分類	銘柄名（会社名）	規格単位	成分名	用法・用量
内729	ボースデル内用液10 （明治乳業）	10mg250mL1袋	塩化マンガン四水和物	通常、成人には、1袋250mL〔塩化マンガン四水和物36mg（マンガンとして10mg）を含む〕を経口投与する。
	磁気共鳴胆道膵管撮影における消化管陰性造影			